

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

## 永平寺町条例第7号

### 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険税条例(平成18年永平寺町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び」を「、」に改め、「納付金」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))」を加え、「並びに」を「、」に改め、「以下同じ。))」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))」を加え、同条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第7条中「10,500円」を「9,500円」に改める。

第7条の2第1号中「8,500円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「4,250円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「6,375円」を「5,250円」に改める。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.14を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について560円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割

額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 300円
- (2) 特定世帯 150円
- (3) 特定継続世帯 225円

第21条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ウ中「7,350円」を「6,650円」に改め、同号エ(1)中「5,950円」を「4,900円」に改め、同号エ(2)中「2,975円」を「2,450円」に改め、同号エ(3)中「4,462円」を「3,675円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 392円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 210円
- (2) 特定世帯 105円
- (3) 特定継続世帯 157円

第21条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「4,750円」に改め、同号エ(1)中「4,250円」を「3,500円」に改め、同号エ(2)中「2,125円」を「1,750円」に改め、同号エ(3)中「3,187円」を「2,625円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 280円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 150円
- (2) 特定世帯 75円
- (3) 特定継続世帯 112円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ウ中「2,100円」を「1,900

円」に改め、同号エ(1)中「1,700円」を「1,400円」に改め、同号エ(2)中「850円」を「700円」に改め、同号エ(3)中「1,275円」を「1,050円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 112円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 60円

(2) 特定世帯 30円

(3) 特定継続世帯 45円

第21条第2項第2号ア中「8,925円」を「8,075円」に改め、同号イ中「7,875円」を「7,125円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「5,700円」に改め、同号エ中「5,250円」を「4,750円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 476円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 420円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 336円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 280円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税

義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の永平寺町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。